



シニア向け 情報

金婚夫婦をお祝いします

本年も、結婚生活50年の金婚夫婦をお招きし、「敬老会」でお祝いをします。

●金婚夫婦に該当する方

9月15日現在、本町に住所がある昭和39年9月16日から昭和40年9月15日までに結婚されたご夫婦

申出期間 8月3日(月)～31日(月)

※次号で申請手続き等の詳細をお知らせします。

問合せ先 役場 住民課

内線173・174

デイサービスを利用して 笑顔になりませんか

最近、笑っていますか。前はよく出歩いていたのに、家に閉じこもることが多くなった。気が付けば、だれとも話していない。笑うことなんて忘れていた…。

町が運営するデイサービスセンターを利用して、たくさん友達をつくって日常の生活を、今よりもっと楽しいものにしませんか。皆さんの笑顔のためのお手伝い

をします。

利用日 月～金曜

※祝日・年末年始を除く

ところ 在宅老人デイサービスセンター(西公民館1階)

対象 次の認定を受けた方

・要介護1・2・3

・要支援1・2

内容

・ご自宅までの送迎や食事、入浴サービス

・ストレッチ運動や体操により、身体機能の維持向上を目指します。

・編み物や和紙細工など素敵な作品作り

・民謡を観たり、大正琴やハーモニカを聴き、楽しい時間を過ごします。

・運動会、クリスマス会など季節の行事や、その他楽しいプログラムを用意しています。

※見学は午前9時30分から午後3時の間であれば随時可能ですので、気軽にお越しください。

利用料

- ・自己負担金(介護度等により変わります)
- ・食材料費(一食500円)
- ・機能訓練等材料費(月額50円)

0円)

問合せ先

在宅老人デイサービスセンター

☎(443)0552



お花紙アート

はるちゃんカフェ (認知症カフェ)に来ませんか

認知症の方やその家族、地域の方々、関係者が集まってお話をしたり、悩みを打ち明ける場です。

お茶やお菓子を食べながらほつと一息。ふらっとお好きな時間にお立ち寄りください。

とき 7月30日(木) 午後1時30分～3時30分

ところ 西條防災コミュニティセンター

参加費 無料(予約不要)

問合せ先 愛の家グループホームおおはる

☎(449)6013
役場 民生課 内線 115

みんなで支える介護保険 介護保険制度が 改正されました

主な内容

① 介護保険料

平成27年度～29年度の介護保険料が決まりました。

※本年度確定の年間保険料額については、7月に通知書を送付します。

※介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるような保険料の納付にご理解をお願いします。

② 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所原則として要介護3以上の方が対象となりました。

③ 多床室の居住費と負担限度額施設サービスを利用したときの多床室の居住費が320円から370円に変わりました。

④ 利用者負担

8月から一定以上所得者は利用者負担が2割になります。

※一定以上所得者とは、本人の合

計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の方)の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方

③ 負担限度額 (1日あたり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。

⑤ 高額介護サービス費の利用者負担限度額 (1カ月)

区 分	上 限 額	
	7月まで	8月から
現役並み所得者※	—	44,400円
一般世帯	37,200円	37,200円
世帯全員が住民税非課税	24,600円	24,600円
・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ・住民税非課税で老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	個人 15,000円
生活保護の受給者	個人 15,000円	個人 15,000円

介護保険負担割合証の発行
要支援、要介護の認定を受けた方に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

⑤ 高額介護サービス費
8月から現役並み所得者の区分が新設されます。

※現役並み所得者とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

⑥ 居住費・食費の負担軽減の基準
8月から次のいずれかに該当する場合は、居住費・食費の負担軽減が受けられます。

- 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税を課税されている
- 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が単身1000万円、夫婦2000万円を超える

預貯金等の範囲 預貯金、信託、有価証券、現金など

※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きます。

確認方法 預貯金通帳等の写し(原則、申請日から2カ月前までの期間)で確認します。

不正行為への加算金 預貯金額などの申請において不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うことになります。

申請に必要なもの

ア 介護保険負担限度額認定申請書

イ同意書

ウ印鑑

エ預貯金通帳等

※ア・イについては、町ホームページからダウンロードできます。

問合せ先 役場 民生課

内線 115・158

シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 7月8・22日(水) 午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター 高齢者生きがい活動センター内 2階会議室

対象 健康で働く意欲のある60歳以上の方

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680

シルバー人材センター 剪定・消毒について

8月3日(月)午前8時30分から年内作業分として先着80名限定で剪定作業の予約をお受けします。ご希望の方は、窓口または電話でお申し込みください。

合理的に作業するため、注文順ではなく地域ごとにまとめて作業を進めますので、作業日の指定はご遠慮願います。

来年1月から3月までの剪定作業も同時に受付します。

8月の消毒も受付しますので、ご注文お待ちしています。

注意 高齢者が作業しますので、高さ5メートル以上の庭木はお断りしています。

申込・問合せ先 シルバー人材センター
☎(443)1680



リフレッシュDAY

午後の空いた時間、昔話に花を咲かせたり、楽しくゲームをしたり、昔懐かしい遊びの体験など、頭や体を動かしてリフレッシュしませんか。

とき 7月11日(土)午後2時～3時

ところ 愛の家グループホーム

おおはる(北間島字宮西28)
対象 町内在住の方ならどなたでも

参加費 無料(予約不要)

今後の予定 8月8日 9月12日 10月17日 11月21日 12月12日

問合せ先 愛の家グループホーム
おおはる ☎(449)6013

認知症の家族の リフレッシュよつ会

認知症の方との生活で悩んでいることはありませんか。認知症の方の介護は家族にとつてとても大変なことです。今、ご自身が思っていることを同じ悩みを持つ方と一緒に話をしませんか。見学も随時受け付けています。ひとりで悩まずに、気軽にご参加ください。

とき 7月9日(木)午後1時30分～

ところ 総合福祉センター 1階研修室

参加費 無料

申込先 地域包括支援センター
☎(442)0857



東海総合通信局長表彰を受賞しました

災害対策として地域情報通信基盤の強じん化事業に取り組み、町内すべての避難所において災害時に開放可能なWi-Fi環境を整備するなど、地域住民への災害情報提供手段の多様化と強じん化を実現し、地域の安心・安全に貢献したことに對し、6月1日(月)に開催された「電波の日・情報通信月間」記念式典で東海総合通信局長表彰を受賞しました。

